

入試問題の「著作物の二次利用」問題への当館の見解

2009年08月26日

「農学生物学系編入学資料館」代表：記す

「農学生物学系編入学資料館(特記事項がない限り、以下「当館」と記します)」の代表(特記事項がない限り、以下「代表」と記させていただきます)です。

各大学は新聞・雑誌・各種文献より問題文章を入手します。ただし入試問題という性質上、著作権者との著作権利用交渉ができません。そのためそれらの対策として、問題文章を改作しての出題、問題開示を行わない(「課題文章削除」も含む)等の防衛措置をとっております。

当館が問題を配布するにあたっては、著作権者より許諾をいただくこと、そして相応の金銭補償を行う必要がありますが、これらの問題解決は懸案事項が膨大すぎるため事実上不可能です。

また当館作成の模範解答はまさに「著作物の二次利用」による産物であります。

当館は受験生の「知る権利」も重要(当館は「受験生の知る権利を擁護する立場」で動いております)だと考えますが、各大学は「訴訟リスク」のほうをより重視しているように思われます。

当館としては知的財産権問題の専門家(弁理士・行政書士等)にご意見を伺い、対応を行いたいと考えておりますが、なにぶん財政難で資金繰り(当館の全権を担う代表が入院したため、事務対応にも一苦勞です)に苦慮しております。

著作権者より開示中止請求があった場合、当面はこの方針で対応します。

- ①:当該問題の開示中止要請があったことを当館に掲示して、開示を中止
- ②:補償交渉には個別対応(開示件数等を明示して個別交渉)

最後に一言だけ、言い訳にしか過ぎませんが…。「物書きは読んでもらえる文章を書いてこそ…」でしょう。教員たちは訴訟リスクを覚悟しても、受験生には課題文章を正しく読み取る力を求めているからこそ出題するのではないのでしょうか？